



株式等の決済期間の短縮化に関する 検討WG中間報告書の概要

2015年12月29日

株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG

I . 検討経緯及び検討の基本観

検討経緯

- 海外主要市場において株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の流れを踏まえ、我が国においてもT+2化の実現に向けた具体的な検討を行うため、2015年7月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG」(WG)を設置して検討を開始
- WG下部に実務担当で構成するサブワーキング・グループ(ストリートサイドサブWG、カスタマーサイドサブWG)を設置し、T+2化の実務上の課題について検討

WGにおける検討の基本観

- 早期にT+2化の実現に向けた具体的な方策を示す。具体的なスケジュールとしては、2015年内を目途にT+2決済フローの主要部分及び実施目標時期、2016年6月までを目途に残りの課題について検討の取りまとめを目指す。
- 短期間で具体策を示すため、まずT+2化に必要不可欠なものに絞って検討する。検討に当たっては、トータルでリスクを削減し、決済の安定性を確保することを前提とする。
- 一方、市場全体の効率化・合理化に資する観点から、各種方策のコストベネフィットも踏まえ、必要に応じて検討項目を見直す。

Ⅱ. 各課題への対応方針

(1) 非居住者との取引

検討事項

- 欧米との時差及び祝日を考慮すると、非居住者取引については特にポストレード処理がタイトとなることからその対応について検討
- 非居住者取引を中心にフェイル率が一定程度上昇することが見込まれるため、決済を予定どおり実施すべく、フレキシブルな対応によるフェイル回避策について検討

対応方針

- 非居住者取引に係る決済指図の早期化・正確性向上や、照合不一致等となった場合に速やかな対応が円滑に行われるよう、T+2化について幅広く情報発信を行い、周知を徹底
- 海外への情報発信にあたっては共通の資料を英語で作成することとし、できるだけ早い段階での情報発信を実施
- 決済照合時限終了後の非DVP決済への切替等のフレキシブルな対応について、カスタマーサイドサブWGの下部に設置する「フェイルに関する実務検討会」において検討(2016年5月まで)

Ⅱ. 各課題への対応方針

(2) 貸借取引に係る処理の迅速化、取引環境の整備

検討事項

売買のT+2化に伴い、ショートカバーのための貸株T+1取引及びフェイルカバー等のための貸株T+0取引の重要性が高まることから、貸株T+1取引及びT+0取引の業務フロー等について検討

対応方針

- カスタマーサイドサブWGの下部に「貸株取引実務検討会」を設置し、次の項目について検討（2016年5月まで）
 - 貸株T+1取引及びT+0取引における処理フロー
 - 貸株T+1取引及びT+0取引におけるカットオフタイム
 - 担保金計算に係る時価等の取扱い
 - その他

Ⅱ. 各課題への対応方針

(3) フェイル・ルール

検討事項

非居住者取引を中心にフェイル率が一定程度上昇することが見込まれることから、円滑なフェイル対応に資するよう、フェイル・ルールの見直しについて検討

対応方針

- JSCC決済における清算参加者間のフェイル・ルールの見直し
 - 権利確定日に発生したフェイルの取扱いに係る標準的な処理方法を記した指針文書として、JSCCにおいて「権利確定日におけるフェイル発生時における清算参加者の対応指針」を制定（2016年6月までに指針の内容を最終化）
 - 通常のフェイル発生時の遅延損害金の料率水準は現行料率を踏襲
一方、権利確定日のフェイルに係る料率水準については引き続き検討
 - フェイルチャージのカウント方法について、営業日ベースから暦日ベースに変更
 - バインの実行のタイミングを1営業日前倒し（バイン実行日：バイン請求日+2日）
- 顧客との間のフェイル・ルールの見直し
 - カスタマーサイドサブWGの下部に「フェイルに関する実務検討会」を設置し、JSCCの「フェイル対応指針」等を踏まえ、非居住者取引及び国内取引に係るフェイル・ルールの策定等について検討（2016年5月まで）

Ⅱ. 各課題への対応方針 (4)品貸申込に係る業務フローの検討

検討事項

証券金融会社における貸株超過銘柄の調達のT+1化に伴い、その事務処理フローやスケジュールの見直しの要否について検討

対応方針

- 時間短縮による応札の減少や逆日歩の高騰等が懸念されることから、品貸スケジュールの前倒しはせず、現行どおり
- 品貸処理が遅れる傾向にある決算期末や未調達銘柄発生時の証券金融会社の貸借データ確定時間については証券金融会社の事務処理フローの見直しにより遅延を回避
- 品貸入札において未調達銘柄が発生した場合の株券調達に係る事務フローについて証券金融会社と関係者で協議(2016年5月まで)

Ⅱ. 各課題への対応方針

(5) 清算・決済インフラ等の決済時限等の見直し

検討事項

- T+2化に伴い、決済日当日の業務処理がこれまで以上にタイトとなることから、清算・決済インフラ等の決済時限等の見直しの要否について検討
- あわせて、取引所における過誤訂正時限及びJSCCにおける各種関連帳票の配信スケジュール等の見直しの要否についても検討

対応方針

- 各種決済時限等については現行どおりとすることを前提に今後実務検討
ただし、今後の実務の詳細検討の結果、時限の延長が必要不可欠となった場合には、延長について再度検討
- 取引所取引に係る過誤訂正の申請時限を13時から14時まで延長。JSCCにおける各種関連帳票の内容・配信時刻についても最適化を図る。

各種決済時限等	決済時限
非居住者取引に係る決済照合カットオフタイム	12:20
JSCCの決済時限(取引所取引の決済時限)	13:00
貸株DVP決済時限	13:30
一般振替DVP決済時限	14:00
FOP決済時限	15:30

Ⅱ . 各課題への対応方針 (6) その他

検討事項

T+2化に伴う以下の取扱い等についても検討

- 信用取引に係る委託保証金・追加保証金の差入期日の取扱い
- 取引所外取引の取扱い
- 現物株市場におけるギブアップ制度の導入の要否
- 転換社債の基準日に係る決済の取扱い
- 有価証券オプション権利行使に係る決済の取扱い

対応方針

- ① 信用取引に係る委託保証金・追加保証金の差入期日の取扱い
 - 委託保証金の差入期限は法令、追加保証金の差入期限は取引所の認可規則で規定されていることから、行政当局と必要な調整を行いつつ、短縮した場合の効果や実務上の影響等について引き続き検討を行い、2016年6月までを目途に方向性を整理
- ② 取引所外取引の取扱い
 - 取引所外取引もT+2化することが望ましいが、引き続き個別相対取引の当事者間の対応。JSCCが債務引受対象としているPTSについては取引所取引同様にT+2化する方向で調整
- ③ 現物株市場におけるギブアップ制度の導入の要否
 - 導入によって得られるメリットは現状においては小さいと見込まれたことから、検討の対象外
- ④ 転換社債、有価証券オプション権利行使の決済の取扱い
 - 決済日程について1営業日短縮化する。

Ⅲ . T+2化実施目標時期

現時点において実施時期を具体的に確定することは困難であるが、関係者で実施目標時期を共有することは今後の検討の円滑化・効率化に資することから、以下の実施目標時期を提示

実施目標時期

- 実施目標時期は「2019年中のなるべく早い時期」とする。
- ただし、必要に応じて当該目標時期については見直しの検討を行う。

実施目標時期の設定にあたって考慮した事項

(1) T+2化の実施までに想定される工程とその期間

- ① WGにおける残りの課題の検討及び検討結果の報告(2016年6月まで)
- ② 市場関係者(市場参加者及び市場インフラ)の準備(2年程度)
- ③ 総合運転試験の実施(半年程度)

(2) 市場全体の決済安定性の観点から、2018年度上期実施予定の国債T+1化の安定稼働の確認

(3) 他国のT+2化の実施状況等



IV. 今後の検討及び対応

残された課題の検討

2016年6月を目途に検討を行い、WGの最終報告書として検討結果をとりまとめる。

継続検討項目	<ul style="list-style-type: none">• 貸借取引に係る処理の迅速化、取引環境の整備<ul style="list-style-type: none">➢ 貸株市場の整備、処理スケジュール、担保の取扱い等• フェイル・ルール、決済効率化<ul style="list-style-type: none">➢ フェイル・ルール(権利確定日のフェイル対応指針の制定)、フェイル回避策、基準日フェイル発生時の権利救済策、すくみの解消方法等• 品貸申込に係る業務フローの検討• 信用取引の委託保証金・追加保証金の取扱い等
その他の検討項目	<ul style="list-style-type: none">• 日銀出資証券及び非上場有価証券(債券、外国証券、投信)の取扱い• 契約書及び覚書(貸借取引関係)、取引報告書の取扱い等

検討結果の周知

海外を含めた市場関係者及び投資家に対して、我が国のT+2化に係る取組みについて周知を図り、必要な対応・準備を促す。

決済インフラの利用促進

保振の決済照合システム、一般振替DVP及び貸株DVP制度等の決済のSTP化に資するシステム・制度の更なる利用促進を図る。